

令和3年第2回定例会議

# 教育委員会会議録

令和3年3月5日

羽島郡二町教育委員会

## 令和3年第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和3年3月5日（金）午後1時30分から午後2時48分まで

○場 所 岐南町役場 2階 会議室2-2

△日程第1 前回の会議録の承認について

△日程第2 教育長の報告

○議 題

△日程第3 議案第3号 令和3年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

△日程第4 議案第4号 羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱について

△日程第5 岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

○協議題

- △日程第6 (1) 令和2年教育委員会事業報告について  
(2) 令和3年教育委員会事業計画（案）について  
(3) 令和3年度教職員の服務宣誓式（案）について  
(4) 次回（第3回）教育委員会定例会の開催について  
【日 時】4月2日（金）10:30～  
【場 所】笠松町中央公民館 会議室  
(5) 令和3年度年間行事計画（予定）について  
(6) その他

○出席者 教育長 野原弘康  
教育委員（教育長職務代理者） 杉江正博  
教育委員 岩井弘榮  
教育委員 久納万里子  
教育委員 西 雅代

○説明のために出席した者

総務課長（管理監） 林 武 幸  
学校教育課長 古 田 隆 洋  
社会教育課長 野 田 新 司

1 本日の書記

総務課長（管理監） 林 武 幸

【午後1時30分 開会】

△会期の決定について

◎教育長 それでは、只今から令和3年第2回羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 異議なしと認め、会期は1日限りに決定しました。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 次に日程第1 前回の会議録の承認について、総務課長から報告します。

◎総務課長 前回の会議録の承認について報告します。資料2頁をご覧ください。

令和3年第1回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和3年2月15日（月）午前9時59分から岐南町役場 2階 会議室2-2で開催されました。その会議の概要を報告します。

議題として、(1) 議案第1号 令和3年度度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）について、総務課長から、歳入歳出総額237,600千円の予算規模の歳入の各町の分担金、負担金の算出内訳と歳出の主要事務事業等についての説明を行い、委員からご意見をいただきました。

(2) 議案第2号 令和2年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について、総務課長から、点検評価の評価事項及び手順について説明した後、学校教育課長から、評価内容と評点集計内容を説明し、目標1・2・4を、社会教育課長から目標3、総務課長から目標5の今年度の成果と次年度の方向及び評価委員の意見について説明を行い、委員からご意見をいただき、両議案とも承認をいただきました。

続いて、協議題として、(1) 令和3年度地域学校協働活動推進員について、社会教育課長から「笠松町の担当推進員が、栗本幹雄さんに交代すること、新年度は勤務日を1日増やして基本水曜日で36回を予定している。」との説明を行いました。

(2) 次回（令和3年第2回）教育委員会定例会の開催について、総務課長から、「従前の定例会時に説明した、3月5日13時30分に定例会を予定させていただきたい。」との説明を行いました。

(3) その他として、久納委員から、「服務宣誓式の日程について」お尋ねがあり、「4月2日笠松町中央公民館で行います。」とお答えしました。

以上が、令和3年第1回教育委員会定例会議の報告であります。

◎教育長 何かご意見等ありますか？前回の会議録の承認をいただいたということでもよろしいでしょうか？

## 【異議なし】

### △日程第2 教育長の報告

◎教育長 いつものように資料1ということでご覧ください。内容に入ります前に今日両町の中学校の卒業式に参加しました。私が笠松中学校、古田課長が岐南中学校に出席しました。両校とも厳粛な中、きちっと式を終えることができ、いい節目ができたと思っています。内容的には、コロナの関係で、メリハリとか短縮で本来なら、こういうことがあったらいいと思いますが、そういう意見もいただきながら、コロナ禍の中の卒業式はどうあるべきか、考えていく必要があると思っています。式に臨む子ども達の姿勢は、緊張感を持って、旅立ちに相応しい一日であったと思っています。

3月3日公立高校の入学試験が行われました。今年はコロナの関係で、追検査の制度もありますが、コロナによって追検査を受ける子どもはいません。その日に受験すべき子どもは全て受験ができたことを報告します。

ただ、1人入院をしている子がいて、その子が公立高校の受験を希望しているということで、追検査を受けられる状態になれば、受けられるようにということで、受験の機会はきちっと確保して状況を見ているところです。

内容に移ります。初めに松枝小学校の件で報告します。

2月22日雪の日に2時間かけて215人のPCR検査が行われました。非常に大ごとになってしまったと思いますが、学校としても3日間の休校とPCR検査の結果が陽性の子どもが3人いたということで、該当の学級については、3月2日まで、学級閉鎖を行わざるを得なかったということです。

今現在は、無事に再開して子ども達は登校していますし、担任も普段どおり、先生方も子ども達を受け入れてくれたということで、これからの1カ月間、頑張ってもらえたらいいと思っています。

事後の対応として、保護者宛てに学校長から責任者としてのお詫びと今後に向けての文章を発送するとPTA会長からも力添えいただき、コロナハラスメントについて、非常に説得力のある学校の応援団として、ありがたい文章を送っていただき、地域の方、保護者からクレームが一つとしてなく、今回のことを乗り切れたということは、大変ありがたいと思っています。ただ、問題が大きく、教訓とすべきことを学んだと思っていますが、その中で、学校として大事なこと根底にあるものは、地域とのつながりというか、信頼というか、それが無かったら、こういう状態で乗り切ることができなかつたらろうということで、校長先生が日頃、どんなことに心掛けて、どんなことに気を付けられて、地域の方と意思疎通を図っているか、そういうものを教訓としていかなければいけないだろうと校長会の折にそんな働きかけをしました。

常日頃から、地域の方と話をしたり、学校として同僚性を大切にして、職員の心の安定を培いながら、子どもと接する学校経営が一つの大きな要因となっているのだろうと思っています。地域とのつながりを大事にできるような学校を目指していきたいと今回のことを通して、痛切に思った次第です。

2番目の1年を締めくくり次年度の構想を練るということですが、今どの校長

先生も来年度に向けていろいろ思っていると思いますが、学校の独自性も大事にすべきだとは思いますが、安定した学校運営を基盤に成り立つものであるというように思っています。従って、学校の職員の目だけでなく、この時期だからこそ、子ども目線、保護者目線、地域目線の幅広い視点で学校を見つめていくことが、大事だと思っています。

今年4月当初にもお話ししましたが、学校の先生方には、教師冥利に尽きる経験をしていただいて、そのことが児童生徒の生き生きとした学びや成長につながっていくと思いますし、子どもの成長は、保護者の喜びになりますので、そのことが児童生徒の自分の足で力強く人生を歩んでいく、幸せにつながっていくそうした学校運営をして欲しいと思っています。

校長会でも話しましたが、次年度以降に臨むことということで、まず、西部中学校にいる時に子どもの姿を見て、「これは」と思ったことを詩に残して、校長室の前に掲示した中で、これは、3年生が卒業する前に各学級1時間ずつ時間を貰って、自分の思いを子ども達の前で語ってきた、生きるというのはどうゆうことか、一人ひとりの価値というか、生きる意味があることを強く伝えたかったので、詩を書いてみました。子どもを見るという原点は、こういう見方をしていくことで、誰もが生命の尊厳を理解するであるとか、一人ひとりが価値あるかけがえのない存在であって、この世に必要とされる存在であるとか、だからこそお互いを理解して尊重し合える関係を築いて、そのことが自己存在感や自己肯定感につながっていくと思っています。

先輩の大村はまさんは、「子どもは常に一人一人を見るべきである。東にしてみればものではない。教師は、子どもを尊敬することが大切であり、子どもは宝物であると思うべきである。この子は自分を乗り越えて、新しい日本を創っていく人である。」というような、子どもを大事にした見方、そうしたものを是非一人ひとりが持ってもらいたいと思っています。

次、義務教育期間でエールぎふでお世話になっていて、0歳から20歳まで、確かに学校は小学校から中学校までの9年間をみているが、その前後もやはり理解して、あるいは見通しを持って、そうした中での9年間であるといいと思っています。その9年間で大事にしたいことを整理したかったので、こんなことをまとめてみました。

まず、教えるということ、教えるということは、指導者の思い通りにすることではないということです。児童生徒に対しては、安心安全の環境の中で、他者と協働し、信頼関係を築くこと、自己を理解し、意思決定と行動によって生きる力を育むこと、こんなことを目指したいと思うし、学校・教職員に対しては、教職員が高い専門性を発揮して、チームで児童生徒と向き合うこと、児童生徒、教職員共によいと思ったことを積極的に挑戦できる信頼に支えられた温かい対話と空間のある学校をつくること、家庭・地域に対しては、コミュニティスクールなど多様な地域資源を生かすこと、大人も児童生徒も学び・語り・支え合うそうした地域をつくること、素直な自分を出し、安らげる場や時をつくること、特に家庭などはそうあるべきだろうと思っています。

そんな中で、子どもが育つ過程において大切にすべきことは、一人ひとりを理

解して、認め、自己肯定感を育んでいくことが、自己実現に向かっていく大事な支援です。こういったことを羽島郡の先生方が、理解をして、そういう学校づくりに向かっていただけたらと思っています。

3番については、乳幼児期・義務教育卒業後というところで、このへんのところもビジョンをもって、だからこそ、小学校・中学校でこういう指導が必要なんだとそんな見方ができる先生になって欲しいと思って資料に載せました。

4番の学校教育については、やはりみんなで学ぶ、確かにICT個別最適化の学びもありますが、それはそれとして、大事にしたいが、やはり集団で学級にみんなが集まって、一つのものを作り上げていくそうした体験が大事だと思うし、自分が所属した集団が高まれば、自ずと自分の力も高まっていきます。そんなところがあると思うので、是非、集団作りも大事にしていきたいと思っています。

学校として何を目指していくかということですが、荒れた学校というか、一つにまとめることが大変な状況の時、マイナスの状況の時は、まず普通にできるようにということを目指すのですが、子ども達の意識は低いと思いますし、望ましい姿やどういう行動をとっていいかわからないことがあると思います。なので、こうしましょうとか働きかけて、そして、活動の意味や値打ちを教えて、できた時に褒めるということが大事だと思うし、ある程度のところまできたら、今度はそこで満足せずにプラスを目指していかなければいけない。そうした時に大事にしなければいけないことは、子ども達に期待をかけるということであるとか、子どもが願いや意思を持って、自分で決めて取り組んでいけるそうしたことが大事だと、だから、「あなたはどうしたいの?」とか、子どもと一緒に考えるとかそうしたことが大事だと、この部分がコロナで教えてもらったことではないかというように思っていて、この部分を是非大事にしたいと思っています。

トップを目指すのは、世界チャンピオンを目指すなら、いいことをほっておいて、課題を解決するしかないですが、それはそれで、個々に才能がある才能を伸ばす部分でこうした指導が必要でしょうが、学校としては、ゼロからプラス、プラスからさらにプラスというところを目指していけたらいいと思っています。

そのための基盤として、管理職を含めて、全ての教職員が持ち合わせていたい意識として、こんなことを来年度基盤として働きかけていきたいと思っています。子どもの声を最後まで聞いて、きちっと受け止めるということ、子どもの意欲を引き出すことに努めること、接遇、特に話を丁寧に聞いて、相手を大切にすること、職員のチームワーク、今、非常に多く出てきていますが、信用失墜行為そうしたことは無しにする。その部分は、いろいろな学び方があると思いますが、一つ一つの事例から学んでいく必要があるかと思っています。来年度はまず、5つの部分をどの学校もできるようにしていきたいと思っています。以上が校長会で話した内容です。

あと報告ということで、一つには、市町村教育長によるいじめ対策の連携強化に関する覚書ということで、岐阜市教育委員会で行ってきました。その中で早川教育長が、「大きな犠牲を払って重い教訓を得た。」ということで、具体的な話をしていただきましたが、「ご遺族の思い」、「学校の対応」、「いじめ事案への向き合い方」、「教育委員会の対応」、「第三者委員会の報告に対して」、「マ

スコミの対応」、「学校の指導体制」そうした教訓を得ているので、そうしたものをきちっと得ながら、学校指導に活かしていきたいと思っています。

覚書の内容については、2番のところに簡略にして書かせていただきましたが、7点の覚書でした。それを受けて、羽島郡ではということ、1から7までありますが、いじめ対策監の研修等がありますので、羽島郡でいうと主幹教諭であるとか、岐南中学校でいうと生徒指導担当がいるので、出席いただき、情報を各学校のほうへ広めていくそういったあたりであるとか、あるいは、月1回程度1時間を取るのには難しいと思いますが、忘れた頃にふと起きるということがあるので、布石として次に仲間関係を見直すとかそんなことをしていきたいと思っています。

いじめについて考えるということ、いじめ行為を無くすことも大事ですが、それはマイナスからゼロの部分で、ゼロからプラスの部分で考えるのならば、やっぱり一つの言動をその子がどう思うかというか、互いの人格を尊重できるそういった指導に結び付けることがいじめを考えるのに大事かと思っています。そんなことを取組としていきたいと思っています。覚書では、そんなことをしてきました。

中部学院大学との連携協定調印式を3月1日に行いました。連携の内容は4点で、具体的に令和3年度でいうと教育実習の受け入れであるとか、夏季研修会の人権研修会の講師を依頼して、お互いにプラスになる方向で進めていきたいと思っています。

あと7番は、1番2番は話をしました。3番は議会の一般質問がこれだけあります。以上で報告を終わります。ご意見があればお願いします。

◎岩井委員 中部学院大学との連携はいいことだと思うが、他の大学にも広げることを予定していますか？

◎教育長 岐阜聖徳大とは既に連携を行っています。今回新たに中部学院大学が入り、連携協定は大事だと思いますし、ただ課題もあり、教育実習の受け入れの数が限界に達している状況で、例えば、昨年度までは岐阜大学は実習校ということで聖徳学園大学が中心となっていました。岐阜大学も各校で教育実習を受け入れて、なおかつ、聖徳学園も受け入れて、中部学院も受け入れるとなると採用1・2年目の先生が、教育実習生を教科でみていくと、ひとりで2・3人をみる状況になってしまって、時期をずらす方法もありますが、学校運営のバランスを取ることが難しいという課題が出てきます。ただ、人材育成も本当に大事だと思っていますので、そのへんがうまく他の市町と調整できればいいと思いますが、お互いにメリットを生み出したいという願いがありながら現実の課題があるということです。

◎岩井委員 岐南町は行政と岐阜大とどこで協定を結んでいますか？笠松は岐阜大と聖徳大とやっているが・・・

◎総務課長 行政との包括連携については、岐阜大と聖徳大と行っています。

◎教育長 今年も中部学院大学が入ってもうこれ以上はちょっと限界です。

◎杉江委員 松枝小で何日遅れたのですか？3日ですか？

◎教育長 全校では3日間です。一つの学級では3月2日までです。

- ◎杉江委員 授業固定はどのようにされたのか？
- ◎教育長 一つの学級はオンラインで授業をさせてもらいました。あとは、4・5時間授業を6時間授業にするだとか、3日間の授業数を考えて保護者にも伝えていません。
- ◎岩井委員 学校の教職員が感染するとういうことになってしまう。
- ◎教育長 学びました。笠松町は全ての学校で感染者が出ました。こちらも、また出てしまったかというちょっとした気の緩みというか、職員かという意識でいたところが、保健所から話を聞いた時に、多くのPCR検査対象者となり、当初は1学級の子どもだけで済んだが、職員だと多くなってしまふことで、改めて毎日健康チェックもしていましたが、ちょっとした体調不良も本人が大丈夫だと言ったとしても、直ぐに病院に行くような形で、早めに医療機関にかかるよう働きかけることでチェックを元にした指導を大事にしていかなければいけないと初期対応が大事だということを感じました。よろしいですか？
- △日程第3 議案第3号 令和3年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について
- ◎教育長 議案第3号 令和3年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について議題といたします。事務局より説明願います。
- ◎総務課長 3頁をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとあります。職務代理者を務めておられます杉江正博委員の任期が、令和3年3月31日に任期満了を迎えることに伴い、新たな職務代理者の指名をお願いいたします。
- なお、任期については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。
- ◎杉江委員 教育委員の任期が7月で終わり、完全に終わります。
- ◎久納委員 私はその前の前年にやらしてもらっています。順番からいくと・・・。
- ◎総務課長 それでは、岩井委員さんをお願いすることとしてよろしいですか？
- ◎教育長 よろしいでしょうか？

【異議なし】

- △日程第4 議案第4号 羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱について
- ◎教育長 では日程第4に移ります。議案第4号 羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱について議題といたします。事務局より説明願います。
- ◎総務課長 議案第4号 羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱について説明します。6頁をご覧ください。この要綱は、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部が改正され、GIGAスクール構想の関係から、家庭でのオンライン学習に係る通信費が補助対象費目に追加されたことに伴い、貸与されている要保護・準要保護世帯の保護者のみに支給するため、第3条の就学援助の種類にオンライン学習通信費を追加するとともに、第4条の就学援助の申請書提出後の審査に当たり、書類不備による申請

保留を解消するため、第4条の就学援助の申請に2項を追加し、新たに審査保留通知書及び就学援助申請却下通知書の様式を定め、一定期間を定め本人に申請がない場合には、却下する通知をした上で、更に相当の期限を設けて、申請が無かったものとみなし、申請却下を通知する形に改正し、以降の様式番号を繰り下げよう、羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正しようとするものです。

この要綱は、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

援助の内容については、プロバイダーとの契約にかかる費用の1/2を補助する。ただし、上限額は496円/月で本人に援助しますが、援助の方法が、岐南町と笠松町で異なっており、岐南町は、保護者が各自プロバイダーと契約をし、契約に基づき本人に町から援助する形です。笠松町は、町がプロバイダー業者と一括契約して、後日、本人助成分を歳入で受けるというやり方です。

現在の状況については、岐南町が16世帯、笠松町が15世帯と聞いています。

◎教育長 只今の説明についてご質問がありましたらお願いします。

◎岩井委員 第4条のようなケースは多いのですか？書類不備で書類が出てこないような・・・。

◎総務課長 審査対象で一番困るのは、本人の所得状況で段階的に特別支援等がありますが、本人が無申告である場合、所得状況が把握できないので、本人に何度も電話連絡して所得状況の分かる書類を持ってきてもらわないと申請の認定ができないと連絡するのですが、応じていただけない方があり、今年度2か年分について確定申告され、所得が明らかになったことに伴って、過年度の支払いが発生したケースがありました。

過去からも年度をまたぐケースがあるように報告を受けていますが、何とかそれを解消して、本当に必要な方には、早急に認定した上で支給をしていきたい。ところが、本人が本人の都合で所得状況を明らかにしてもらわないと年度初めに学校から預かったものがずっと申請はありますが、保留になって宙ぶらりんの状態になるということですので、新年度からは、年度内で完結できるように、今の要綱のままですと中学校1年生で申請をして、放っておいて、高校になった時に、親が何かの関係で申告をせざるを得ない状態が作られた場合に、もしそれが該当すると卒業後に支払うのかというようなことがありますので、そういうことも含めた今回、改正をした方がいいという判断であげました。

◎岩井委員 どの市町もこのようになっているのですか？

◎総務課長 ケース的に残っているものもありますし、近隣ではこのような要綱を入れるのは岐阜圏域ではないと思われれます。他市町に尋ねても、このようなケースはまずないです。

◎久納委員 申請は自分でされるのですね。

◎総務課長 1月末ごろにされるのですが、書類不備でお返ししますという手続きが今の要綱ではできませんので、今回の要綱で、預かった書類を一旦お返ししますという書類を保留ではなく、返して申請が無かったものとする形にするものです。

◎岩井委員 相当の期間というのは、年度をまたがないということですか？

◎総務課長 基本的には、3カ月か6カ月で裁量を持って取れるかということで、通常であ

れば、6月に確定申告等されれば、それより遅れるということは申告されていないということなので、普通徴収の方であれば、納税額が確定しますので、遅れてもそこが最初のポイントで、そうした問題を解消していきたいと思います。

◎教育長 その他ございますか？よろしかったでしょうか？それでは、

【異議なし】

△日程第5 議案第5号 岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

◎教育長 日程第5 議案第5号岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について議題とします。事務局より説明願います。

◎総務課長 議案第5号岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について説明します。17頁をご覧ください。岐阜県体育協会が令和2年4月1日から「岐阜県スポーツ協会」に名称を変更したことを受け、羽島郡体育協会も令和3年4月1日から、「羽島郡スポーツ協会」へ名称変更を行うため、岐南町及び笠松町の体育協会においても同様に名称変更をすることから、第8条の学校体育施設開放運営委員会の委員の名称を体育協会からスポーツ協会へ変更するよう、岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正しようとするものです。

なお、笠松町にも同様の規則がございますが、委員の名称を謳っていないため改正の必要はありません。この規則は、令和3年4月1日から施行しようとするものです。

◎教育長 体育協会をスポーツ協会にするものです。よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 以上で議題の方は終わらせていただきます。続いて協議題に入ります。

△日程第6

協議題 (1) 令和2年教育委員会事業報告について

◎教育長 (1) 令和2年教育委員会事業報告について説明願います。

◎総務課長 令和2年教育委員会事業について報告します。18頁をご覧ください。教育委員会の事業として、先月の定例会で点検評価の報告の中にもありました令和2年2月10日から令和2年12月24日までの間に10回の定例会を開催しました。

また同日には、教育委員会の運営協議会を2月については、新年度予算と点検評価の報告を併せて協議していただき、10月26日には、今年度については、いじめ防止等のための基本的な指針の改定を説明しましたことと令和元年度の決算の報告及び新年度の新規事業提案について説明しました。

4月には、服務宣誓式及び5月には二町の総合教育会議ということで、今年度は特に新型コロナウイルス感染症の取組と学校再開に向けての協議を行いました。

例年ですと、学校訪問であるとか、教育委員の県外視察研修であるとか、岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会であるとか、当初計画には入っていましたが、コロナ禍の関係で中止をせざるを得ないという状況になっていますので、例年より少し参加行事が少なくなっています。以上が令和2年の事業報告です。

◎教育長 この件についてはよろしかったでしょうか？では続いてお願いします。

協議題 (2) 令和3年教育委員会事業計画(案)について

◎総務課長 令和3年教育委員会事業計画(案)について説明します。令和3年については、本日が3月5日ということで、第2回までの定例会を開催しています。また、前回の2月15日には、令和3年度の予算案及び令和2年度の点検評価の報告をしました。了解いただきましたので、両町議会に報告をしました。今後については、4月2日教職員の服務宣誓式を笠松町中央公民館のほうで、開催を予定しています。同日で第3回の定例会を開催した上で、8月、1月を除く月に毎月定例会を予定したいと思います。

また、5月で期日等はありませんが、二町の総合教育会議を幹事町の岐南になりますので、岐南町での開催となります。今年度できなかった県外研修、学校訪問等もコロナ禍の状況を踏まえ、開催の可否については、再度検討いただくこととなります。

秋休みの予定で日程としては、10月6日～8日で第7回の立志塾の事業について、現段階では予定したい。また、10月には、令和2年度の決算及び立志塾の開催ができれば、その報告を運営協議会に諮りたいと思っています。

11月には、教育委員会連合会研究総会が、前年度同一開催地でコロナの影響が無ければ開催されますのでご参加いただきたい。

同じく11月には教育功労者表彰、12月には第10回の定例会という形で次年度の計画をしたいと考えていますのでご了解ください。

◎教育長 次号計画案についてご意見があればお願いします。よろしいですか？では、続いて、

協議題 (3) 令和3年度教職員の服務宣誓式(案)について

◎教育長 (3) 令和3年度教職員の服務宣誓式(案)についてについて説明願います。

◎学校教育課長 20頁をご覧ください。来年度4月2日に服務宣誓式を笠松町中央公民館で開催します。次第では、コロナ禍でできるだけ短縮したいと考えています。例えば、

(2)の署名・捺印のところは、その場でしていましたが、事前に署名捺印し回収するとか、(4)の宣誓者の紹介も学校ごとで今年もやらなかったのですが、来年度も省略する方向で考えています。

なお、一番下の会が終わった後の教育長講話を入れましたが、今年度はここには、転入者への説明という形で野田課長に説明してもらったが、来年度、時間がとれば、教育長講話を考えています。ただ、定例会の日程が詰まっていますので、ここは流動的でもしかすると変わるかもしれません。

◎教育長 ご意見等ありましたらお願いします。来年度は笠松町での開催です。よろしかったですか？

協議題 (5) 令和3年度年間行事計画(予定)について

◎教育長 (5) 令和3年度年間行事計画(予定)についてお願いします。

◎学校教育課長 縦長A3の用紙で学校に係る内容が全て入っています。先生の研修も入っています。ポイントだけ説明します。4月の学校の始まりは、4月7日が入学式、それから夏休みに入るのが7月21日からで8月に4日を見ていただくと、行事を持たない日とありますが、それが16日まで、県の教育委員会が行事は組みませんということで、二町としてもそれに倣って行事を持たない日として、16日までの13日間行事を持たない日として設定をします。その期間の10日から13日までは、学校においても日直を置かない日として、今年度もこういう設定をしましたが、日直を置かない日として働き方改革の一環として取り組んでいきます。夏休みが終わるのが24日になります。

次の頁の10月以降ですが、秋休みは10月5日から10日までの9日間を予定しています。この期間に立志塾を6・7・8日で今のところ計画しているところです。そして12月ですが、3日金曜日に岐阜教育事務所指定の公表会西小学校とありますが、3年間特別活動の研究を進めていて、その3年目にあたる来年度で公表会を行う予定をしています。

冬休みに入るのが、27日から正月を挟み学校の再開は、1月6日です。

来年度の卒業式は、中学校は確定ではありませんが、4日になるかと、入試の関係で変更が考えられます。小学校については、24日が卒業式、25日が終業式で予定しています。

日数は、前期が97日、後期が106日、合計203日の授業日数となっています。今年度と比較すると今年度6月から始まったことで、夏休みを短くしたり、秋休みをなくしたりしたことで、今年度は189日の授業日数を確保していますので、マイナス14日ではありましたが、14日の補填としては、授業時数を増やして対応したところです。

◎教育長 メインとなるところは説明させてもらいました。このような日程で予定を進めていきたいと考えておりますが、何かご質問等ありましたらお願いします。

来年コロナの関係でどのようなことが起きるかわかりませんが・・・。

◎久納委員 運動会はやる予定ではみえるのですか？

◎学校教育課長 運動会や修学旅行は、今のところ例年通り開催する予定で学校では計画しています。

◎教育長 地域の方に子どもの姿を見ていただく機会、そこで声を掛けていただく機会というか、そうしたものについては、できる限り行えるといいと願っています。ただ、持ち方を考えていかなければいけないとは思っています。

◎学校教育課長 小学校の運動会は、今のところ9月25日に予定しています。両町の小学校の運動会ということでこの日を予定しています。

◎教育長 よろしかったですか？

協議題 (6) その他

◎教育長 では、その他ということで、先程市町村教育長によるいじめ対策連携強化に関する覚書ということで話をしました。3月2日の時点では、岐阜市・羽島市・山県市・羽島郡二町・北方町の6名の教育長が集まって覚書を交わしましたが、今日新たな情報として、郡上市・美濃市・関市・白川村の3市1村が加わったとい

うことで、岐阜市から連絡がありました。その他はよろしかったですか？

これもちまして、令和3年第2回羽島郡二町教育委員会定例会を閉会とします。

**【午後2時48分 閉会】**